

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第72号	三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
こども支援課	<p><b>【関係法令】</b>  家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第65号)</p> <p><b>【趣旨】</b>  家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第6条第2項:「連携施設」による「代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)」の提供の適用除外に係る条件の明示</li> <li>2 第6条第3項:第2項で連携施設による代替保育の提供を除外する場合における連携協力を行う者の確保に係る明示</li> <li>3 第16条第2項第3号:給食に係る搬入施設の特例規定</li> <li>4 付則第2条第2項:家庭的保育事業(家庭的保育者の居宅において実施されるものに限る。)の許可を得た施設等は、条例施行から起算して10年を経過する日まで「調理員の配置」及び「調理設備の設置」を要さないこととする経過措置規定の新設</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>